

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（素案）

（第5期）

令和4年〇月

広島県

目 次

1	特定計画策定の目的及び背景.....	1
2	管理すべき鳥獣の種類.....	1
3	特定計画の期間.....	1
4	管理が行われるべき区域.....	1
5	現状	2
	（1）生息等の状況	2
	① 分布状況	2
	② 密度分布	3
	（2）被害状況	4
	① 農業被害	4
	② 列車の衝撃事故状況	8
	③ 人身被害	9
	（3）捕獲等の状況	9
	① 狩猟者登録数の推移	10
	② 狩猟による捕獲	11
	③ 有害鳥獣捕獲による捕獲	12
	④ 捕獲個体の性比及び齢比	13
	（4）被害防除対策の実施状況	14
6	特定計画の評価と改善.....	14
	（1）効果的な被害対策	14
	（2）モニタリングによる効果検証（評価）	14
	（3）現状把握と改善	15
7	管理の目標.....	15
	（1）管理の目標	15
	（2）目標を達成するための施策の基本的考え方	15
8	個体群管理（数の調整）に関する事項.....	16
	（1）個体群管理の考え方	16
	（2）個体群管理の目標	16
	（3）目標達成のための措置	18
	① 捕獲対策の推進	18
	② 年度別事業実施計画に基づく管理施策の検討.....	18
	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業導入の検討.....	18

④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上.....	19
9 生息地の保護及び整備に関する事項.....	19
(1) 生息環境の保護.....	19
(2) 生息環境の整備.....	19
10 被害防除対策に関する事項.....	20
(1) 被害対策に係る方針.....	20
(2) 市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進.....	20
11 モニタリング等の調査研究.....	21
(1) 生息状況に関するモニタリング.....	21
(2) 捕獲情報の収集と分析.....	21
(3) 被害状況に関する情報.....	21
(4) 豚熱 (CSF) を始めとした感染症に関する情報.....	21
12 その他管理のために必要な事項.....	21
(1) 計画の推進体制.....	21
① 合意形成.....	21
② 計画の策定又は見直し.....	22
③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置.....	22
(2) 豚熱 (CSF) 感染拡大防止.....	22

1 特定計画策定の目的及び背景

国内における戦後のイノシシの捕獲数は、昭和 30(1955)年代は狩猟、有害鳥獣捕獲を合わせて全国で3～4万頭程度であったが、平成 11(1999)年度には15万頭を超え、その後、年による増減はあるものの、全体的に急激な増加を示し、令和元(2019)年度には約64万頭のイノシシが捕獲された。また、全国の農作物の獣種別被害金額の割合はニホンジカ(以下「シカ」という。)に次いで高く、獣類による被害金額の約1/3を占めている(令和元(2019)年度実績)。

本県におけるイノシシの捕獲数は、昭和 50(1975)年代には2,000頭前後だったが、平成元(1989)年以降増加し、令和2(2020)年度には33,000頭に達している。農業被害面積及び被害金額は増加が顕著であったが、近年は、農業被害面積及び被害金額とも減少傾向にあるものの、下げ止まりしている。

こうした現状から、イノシシによる農業被害の軽減と個体群の安定的維持を図るため、科学的知見を踏まえ、個体群管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることがを目的に、平成 15(2003)年9月に特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)(H15.10～H19.3)を策定した。同計画では専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りつつ、明確な保護管理の目標を設定した。

平成 19(2007)年3月には第2期特定計画(H19.4～H24.3)を策定した。同計画では狩猟におけるイノシシの捕獲圧を高めるため、狩猟期間を延長(終了時期を2月16日から2月末日までとし2週間の延長)した。また、平成 20(2008)年11月には、猟法(くくりわな)使用禁止区域を除く地区において、イノシシの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径にかかる規制を解除した。

平成 24(2012)年3月には第3期特定計画(H24.4～H29.3)を策定し、年間捕獲目標と農業被害量の減少目標を設定して、各種対策を実施した。

平成 29(2017)年4月には第3期特定計画を踏襲して第4期特定計画となる「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画」(H29.4～H34.3)を策定した。同計画では、平成 25(2013)年12月に環境省と農林水産省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に係る項目の追加などを行った。同計画が令和4(2022)年3月31日をもって計画期間が満了することから、今回新たに第5期特定計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*) (イノブタを含む)

3 特定計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

広島県全域とする。

5 現状

(1) 生息等の状況

① 分布状況

平成 15(2003)年度に環境省が実施した自然環境基礎調査「種の多様性調査(哺乳類分布調査)」(図 1)によると、昭和 53(1978)年にはイノシシの分布がなかった倉橋島(呉市)をはじめとする多くの島しょ部でも分布の拡大が確認された。

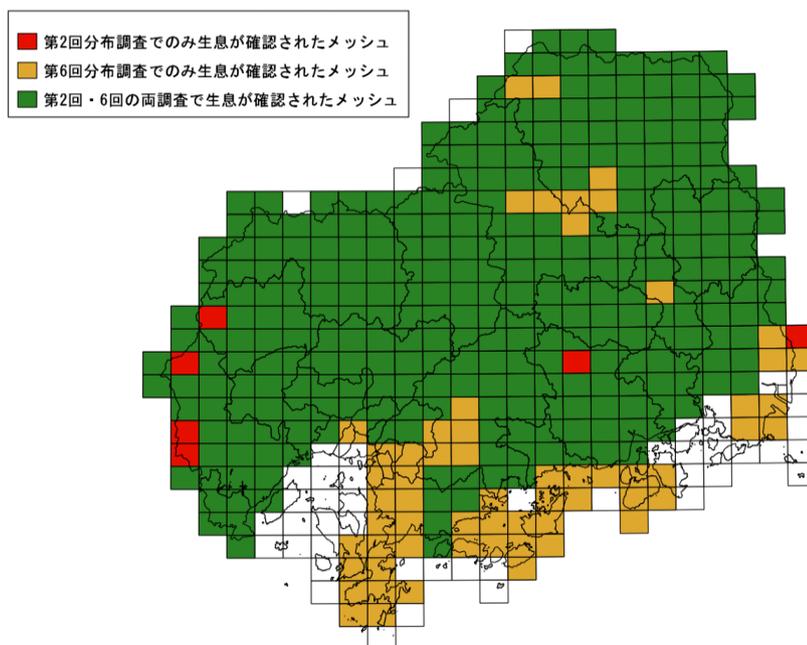


図 1 平成 15(2003)年度のイノシシの分布域
(種の多様性調査哺乳類分布調査報告書(環境省, 2004)より)

本県では「出猟カレンダー調査」(狩猟者が出猟した際にイノシシの捕獲数及び目撃数を記録する調査)を継続しており、本調査から得られた9年度の間イノシシが目撃あるいは捕獲されたメッシュを図2に示す。イノシシは県内のほぼ全域で確認されており、平成15(2003)年度(図1)よりも瀬戸内海沿岸及び島しょ部において分布がさらに拡大している。

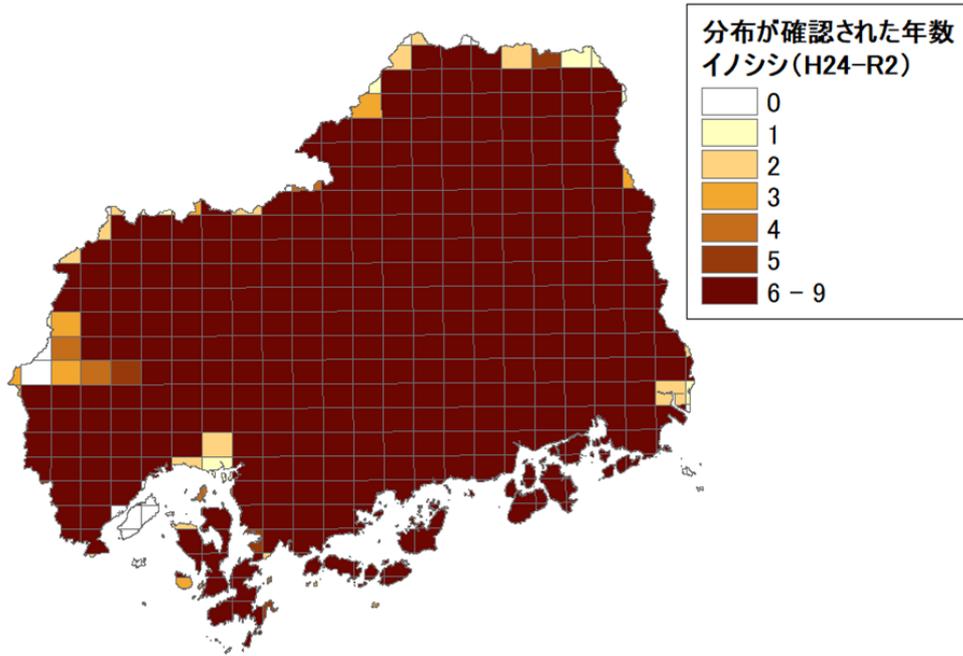


図2 平成24（2012）～令和2（2020）年度のイノシシの分布域
（出猟カレンダー調査による）

② 密度分布

出猟カレンダー調査により得られる目撃効率（狩猟者が1人日出猟した場合のイノシシ目撃頭数）はイノシシの密度の指標となる。令和2（2020）年度のメッシュ別の目撃効率を図3に示す。県央でやや密度が低い地域があるものの、基本的には県全域でイノシシが目撃され、生息状況には偏りが無い状況にある。

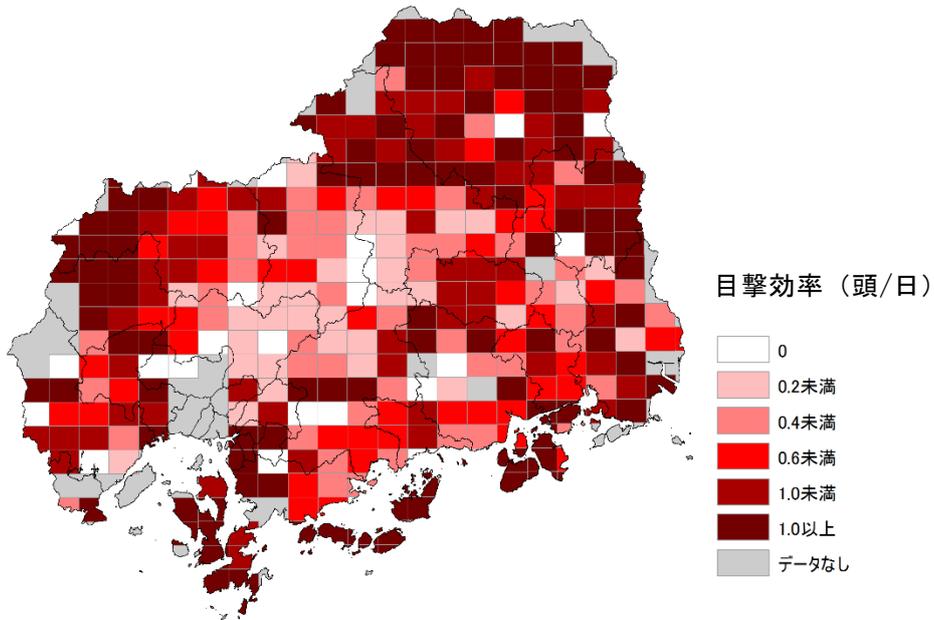


図3 イノシシの目撃効率（令和2（2020）年度）
（出猟カレンダー調査による）

(2) 被害状況

① 農業被害

農作物被害面積の経年変化をみると、平成 10（1998）年度以前は増減を繰り返す周期的な変化がみられる。平成 11（1999）年度から平成 12（2000）年度にかけて被害面積が急増したが、その後は増減があるものの全体的には減少し、令和 2（2020）年度には、307.2ha となっている（図 4）。

一方、被害量については、平成 13（2001）年度から平成 16（2004）年度にかけて減少していたが、その後は増加に転じて平成 23（2011）年度に最大となった。しかし、平成 24（2012）年度以降は急減しており、令和 2（2020）年度は 1,764.1t とピーク時の約 1/2 になっている。

被害金額は、平成 12（2000）年度まで増加し、平成 17（2005）年度にかけて減少したのち再び増加し、平成 22（2010）年度の 574 百万円をピークにその後は平成 30（2018）年度まで減少していたが、令和元（2020）年度から再び増加に転じた。令和 2（2020）年度の被害金額は 358 百万円である（図 5）。

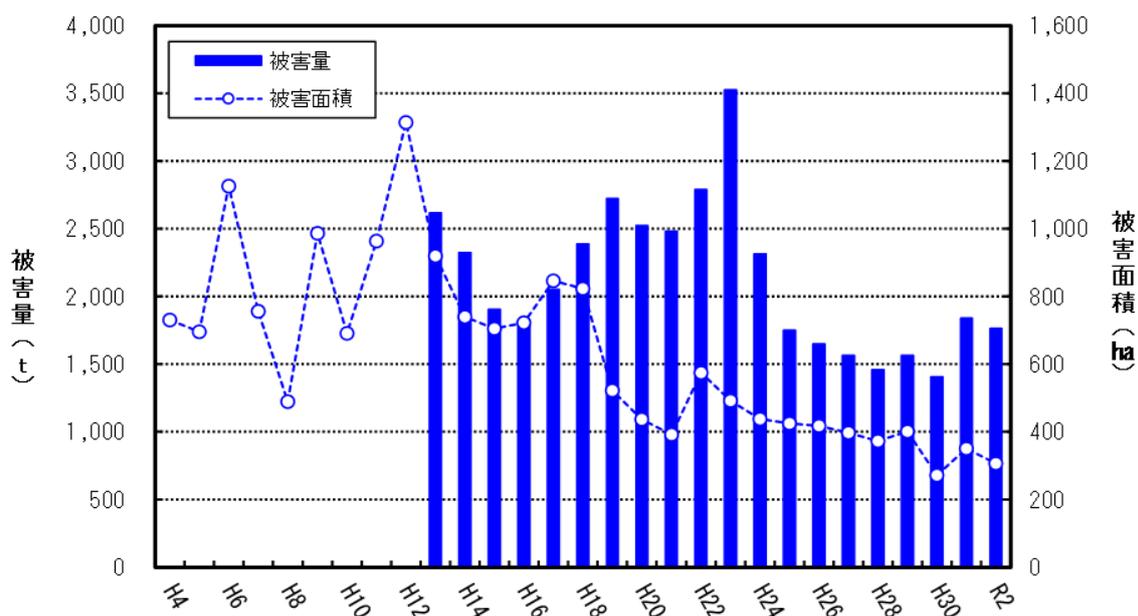


図 4 農業被害面積と被害量（農業技術課調べ）

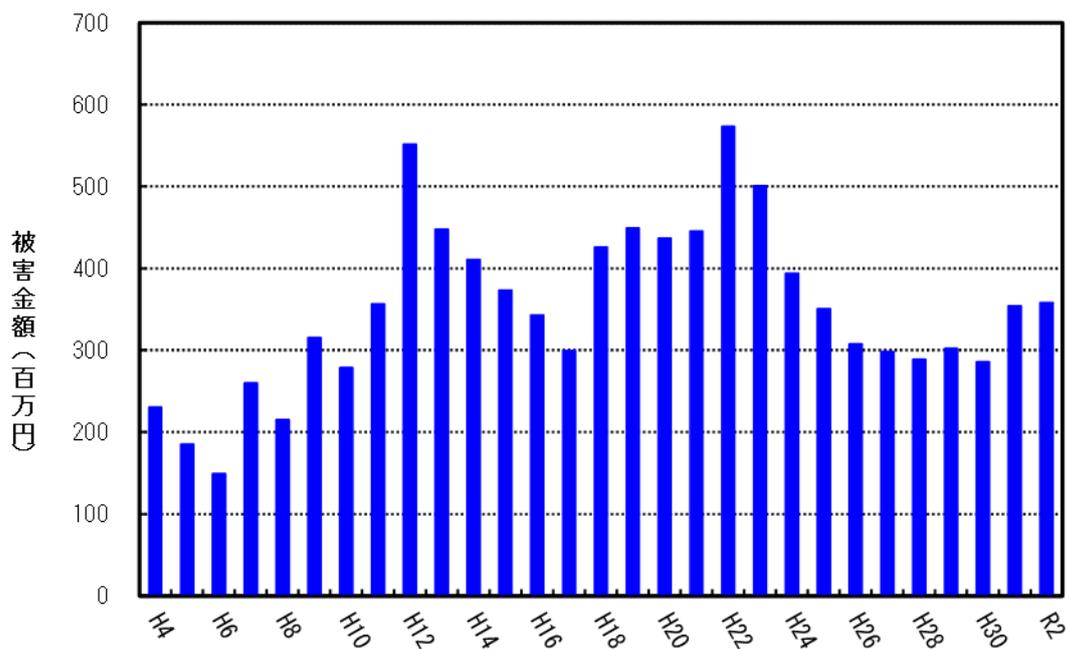


図5 農業被害金額（農業技術課調べ）

令和2年度の市町別の農業被害面積及び被害率（耕作地面積当たりの被害面積）をみると（表1）、被害面積は、尾道市が53haと一番多く、三次市、安芸高田市、東広島市がそれに次いで被害面積が大きい。被害率も尾道市が1.7%と高く、呉市、江田島市、安芸高田市、三次市がそれに次ぐ被害率を示している。全体的には島しょ部や沿岸部並びに山間部での被害が大きい傾向がある。令和2（2020）年度の県全体の農業被害面積は307haと全耕地面積53,563haの0.6%に及んでいる。

表 1 市町別のイノシシ被害面積と被害率（令和 2 年度）

農林水産事務所	市町	耕地面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害率
西部	広島市	2,620	14	0.5%
	呉市	2,250	24	1.1%
	竹原市	552	2	0.4%
	大竹市	133	0	0.3%
	東広島市	7,110	30	0.4%
	廿日市市	802	2	0.2%
	安芸高田市	4,270	39	0.9%
	江田島市	547	5	1.0%
	府中町	7	0	0.0%
	海田町	49	0	0.2%
	熊野町	213	1	0.3%
	坂町	33	0	0.0%
	安芸太田町	560	0	0.0%
	北広島町	3,720	11	0.3%
	大崎上島町	604	3	0.4%
東部	三原市	4,390	16	0.4%
	尾道市	3,090	53	1.7%
	福山市	3,570	6	0.2%
	府中市	943	5	0.5%
	世羅町	3,270	19	0.6%
	神石高原町	2,090	5	0.2%
北部	三次市	5,800	43	0.7%
	庄原市	6,940	30	0.4%
合計		53,563	307	0.6%

注 1 数値は四捨五入しており、市町値の計が合計値と一致しない。

注 2 数値は四捨五入しており、市町の被害率が整合しないことがある。

農作物別に被害面積の推移をみると、平成 9（1997）年度以降の果樹の被害面積の増加が顕著であるが、平成 20（2008）年度以降減少し、令和 2（2020）年度には 71.7ha となっている。果樹に次いで被害面積が大きかった水稲については、平成 10（1998）年から減少傾向で推移していたが、平成 22（2010）年度以降はほぼ横ばいで推移しており、果樹の被害面積と逆転し、令和 2（2020）年度には 201.9ha と全体の約 2/3 を占めている（図 6）。

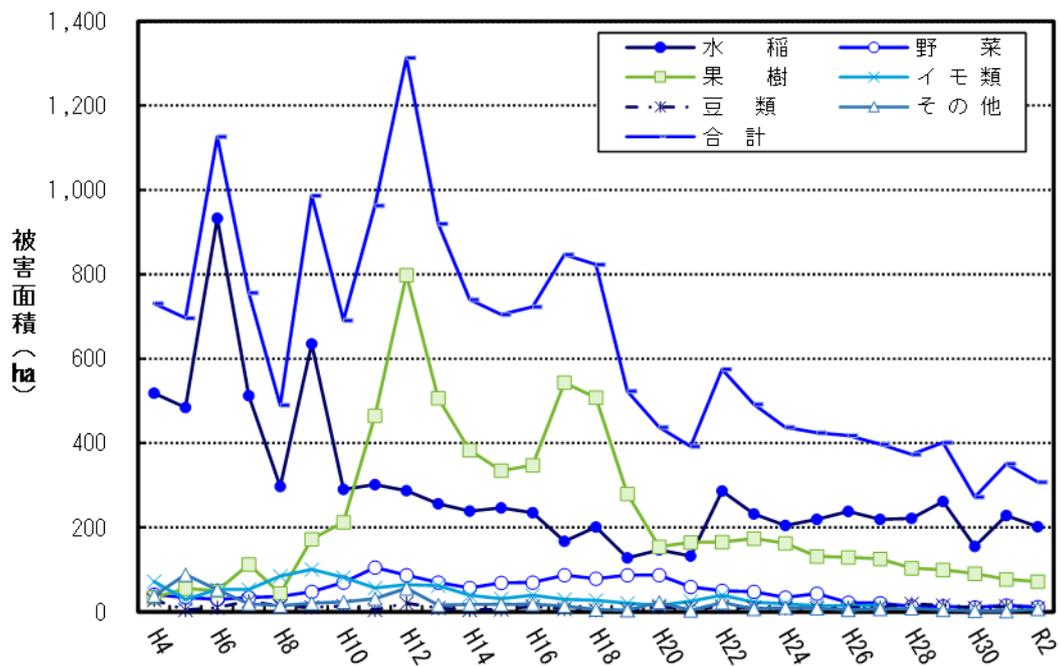


図6 農作物別被害面積（農業技術課調べ）

住民を対象とした農業被害程度の聞き取り結果をもとに作成した、令和2（2020）年度の県内での農業被害状況を図7に示す。本調査結果は、住民が感じた被害程度を示すものである。県内の全域で大きな農業被害が報告されており、特に島しょ部において被害が深刻であることが示された。

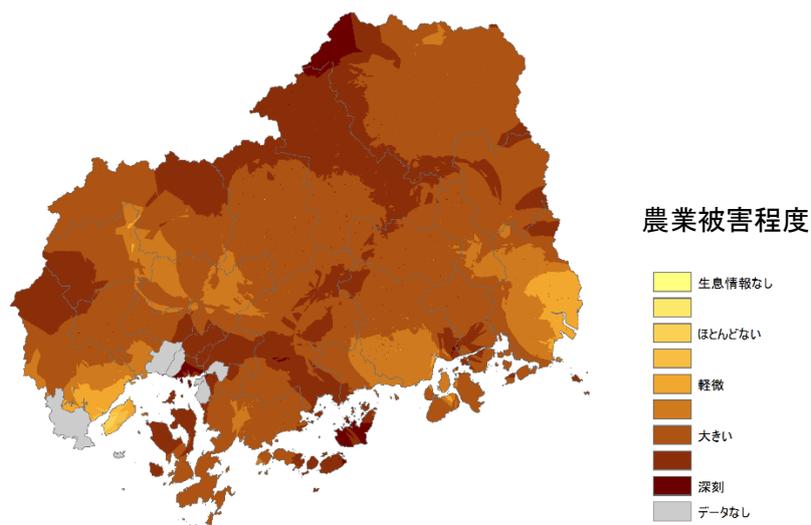


図7 イノシシによる農業被害程度（令和2（2020）年度調査結果）
（農業技術課調べ）

② 列車の衝撃事故状況

列車による衝撃事故が県内の各路線で発生しており，令和2（2020）年度の件数は，山陽線 24 件，呉線 72 件，可部線 2 件，福塩線 11 件，芸備線 30 件となった。可部線を除く路線では，変動はあるものの近年増加傾向である（図8）。平成25（2013）年度以降の全路線の月別発生件数を図9に示した。事故の発生は，7月と8月に多くなる傾向にあり，春に生まれたイノシシの行動の変化が影響していると考えられる。

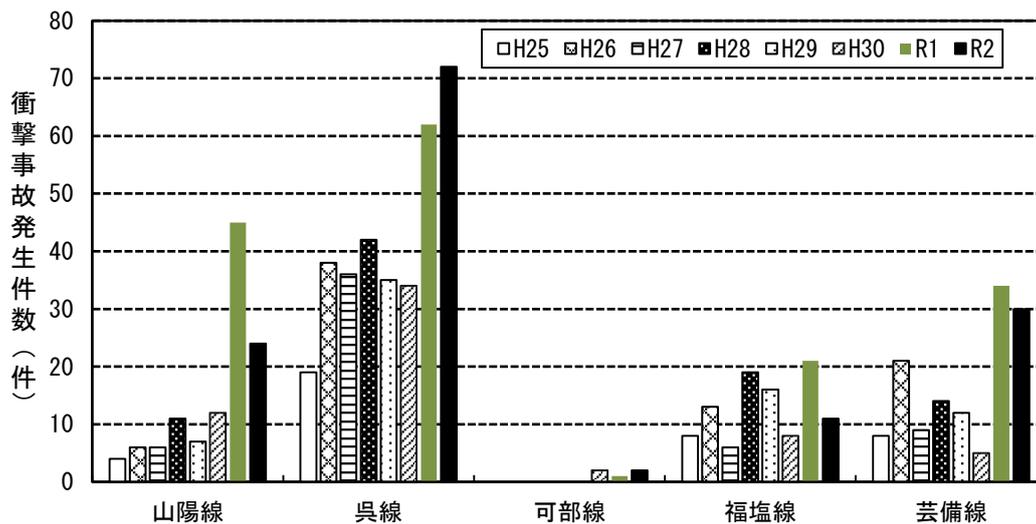


図8 県内各路線の年度別イノシシ衝撃事故件数 (JR 西日本調べ)

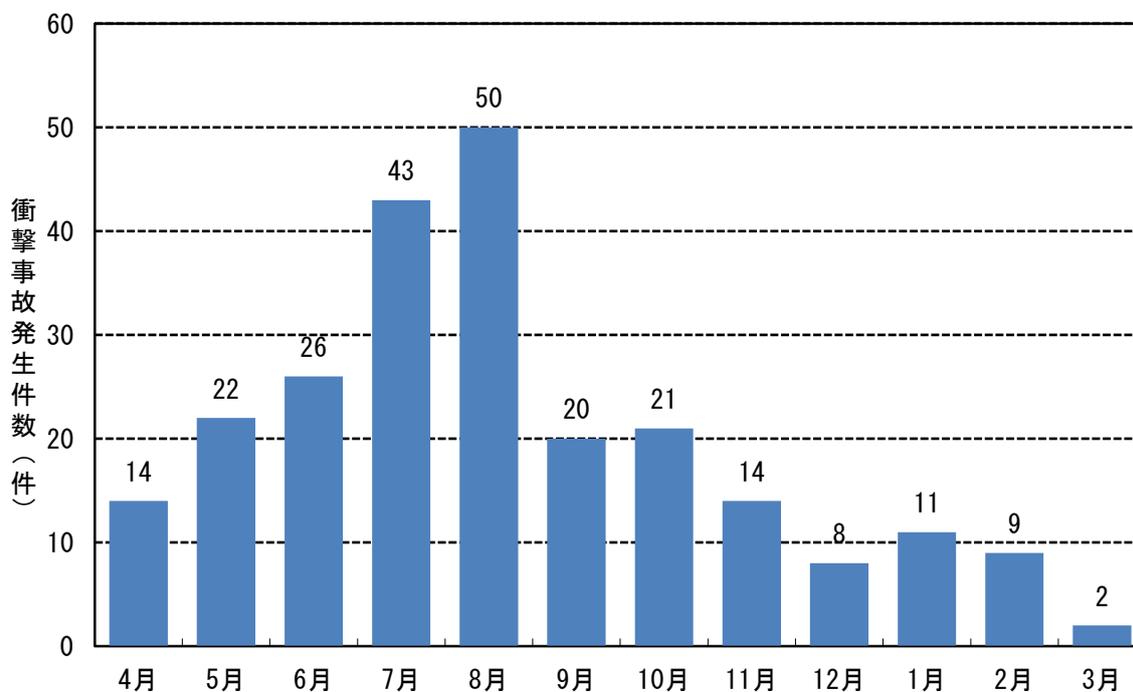


図9 県内全路線の月別イノシシ衝撃事故発生件数 (JR 西日本調べ)

③ 人身被害

平成 28 (2016) 年度以降の人身被害（狩猟や捕獲作業等に伴うものは除く）の推移について図 9 に示す。人身被害件数は平成 30 (2018) 年度が 8 人（全国 1 位），令和元 (2019) 年度が 6 人（同 4 位タイ），令和 2 (2020) 年度が 8 人（同 2 位）と近年高い水準となっている。被害状況の内訳では歩行中が 8 人（32%），バイク運転中が 7 人（28%）と移動中での被害が多い（図 10）。

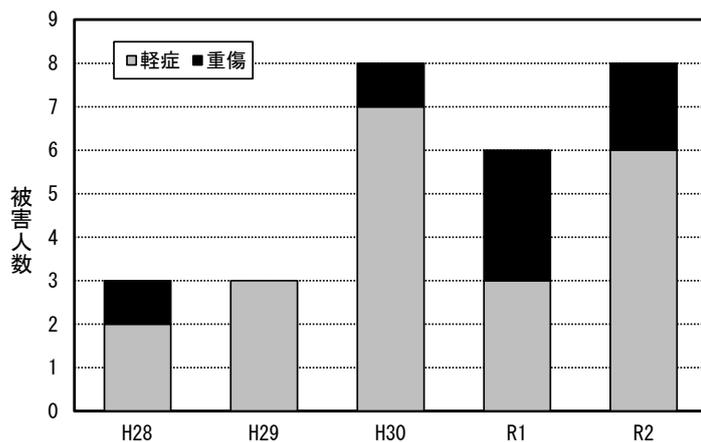


図 9 人身被害件数の推移

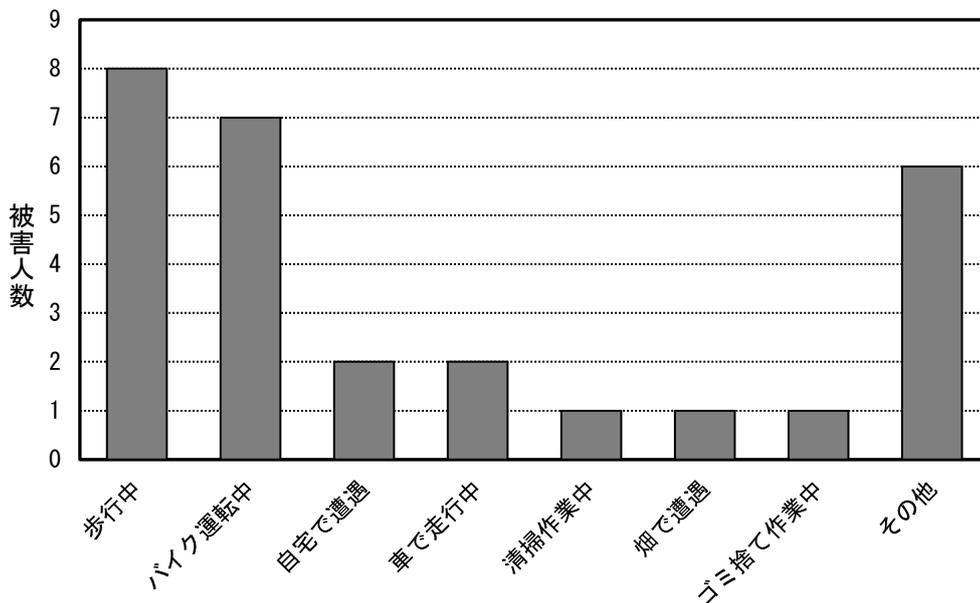


図 10 被害状況の内訳

(3) 捕獲等の状況

イノシシは狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲されている。昭和初期の捕獲数は年間 300 頭から 500 頭，多くても 1,000 頭程度であった。昭和 60 (1985) 年代以降急激に増加し始め，平成 13 (2001) 年度には 10,396 頭（狩猟 5,532 頭，有害鳥獣捕獲 4,864 頭），平成 14 (2002)

年度には 13,966 頭（狩猟 6,768 頭、有害鳥獣捕獲 7,198 頭）と大幅に増加している。

特定計画策定後は、平成 18（2006）年度に捕獲数が減少したものの、平成 26（2014）年度以降は 25,000 頭を超える捕獲数を示し、令和 2（2020）年度には 33,578 頭（狩猟 8,574 頭、有害鳥獣捕獲 25,004 頭）が捕獲されている。なお、平成 15（2003）年度の第 1 期特定計画策定後の捕獲数の増加には有害鳥獣捕獲が大きく寄与しており、狩猟数に大きな変化は認められない（図 11、表 2）。

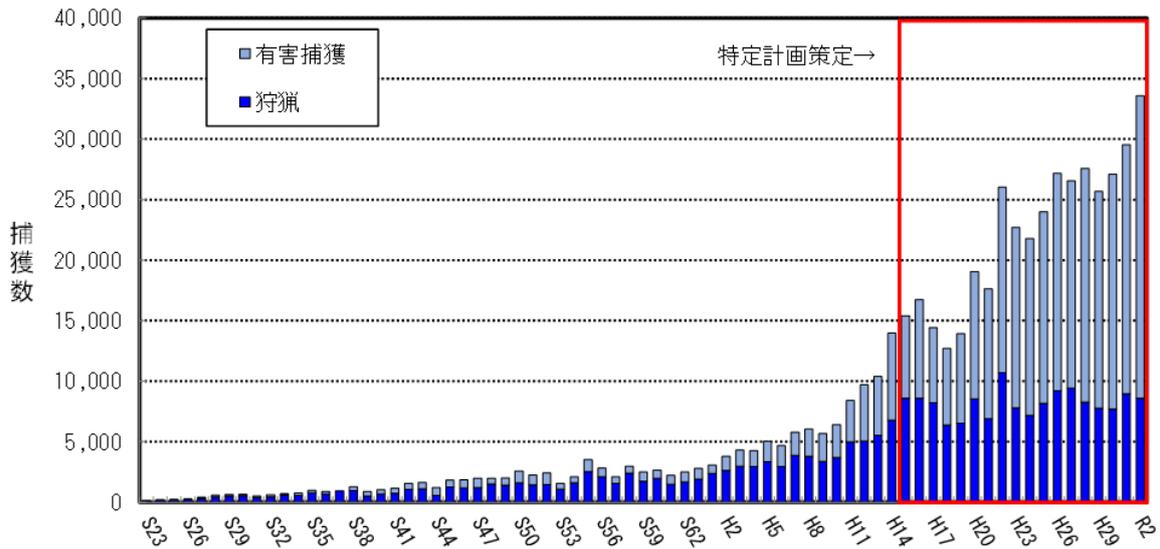


図 11 狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数の推移（鳥獣関係統計による）

表 2 特定計画策定後の狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数（自然環境課調べ）

捕獲区分	第1期計画				第2期計画					第3期計画					第4期計画			
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	8,584	8,588	8,217	6,374	6,528	8,541	6,902	10,693	7,788	7,164	8,165	9,200	9,422	8,270	7,754	7,680	8,964	8,574
有害捕獲	6,823	8,152	6,216	6,337	7,400	10,529	10,741	15,332	14,926	14,621	15,839	17,966	17,127	19,301	17,919	19,413	20,567	25,004
合計	15,407	16,740	14,433	12,711	13,928	19,070	17,643	26,025	22,714	21,785	24,004	27,166	26,549	27,571	25,673	27,093	29,531	33,578

① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は昭和 30（1955）年度頃までは、1,500 人から 4,000 人で推移していたが、その後増加傾向に転じ、昭和 44（1969）年度には 8,000 人を超えた。昭和 51（1976）年度までは 8,000 人前後で推移していたものの、その後は減少傾向に転じ、平成 3（1991）年度以降は 4,000 人を下回って推移していたが、近年は増加傾向にあり、平成 30（2018）年度以降は 4,000 人以上を記録している。免許種別では銃猟の登録者数が一貫して減少しており、平成 26（2014）年度以降は第一種銃猟と第二種銃猟を合わせても 1,700 人を割り込む数となっている。一方、わな猟が徐々に増加し、平成 23（2011）年度には、銃猟とわな猟の登録者数がほぼ同程度となり、平成 24 年度（2012）年度以降はわな猟の登録者数の割合が 50%を超え、令和 2（2020）年度には 61%となっている（図 12）。

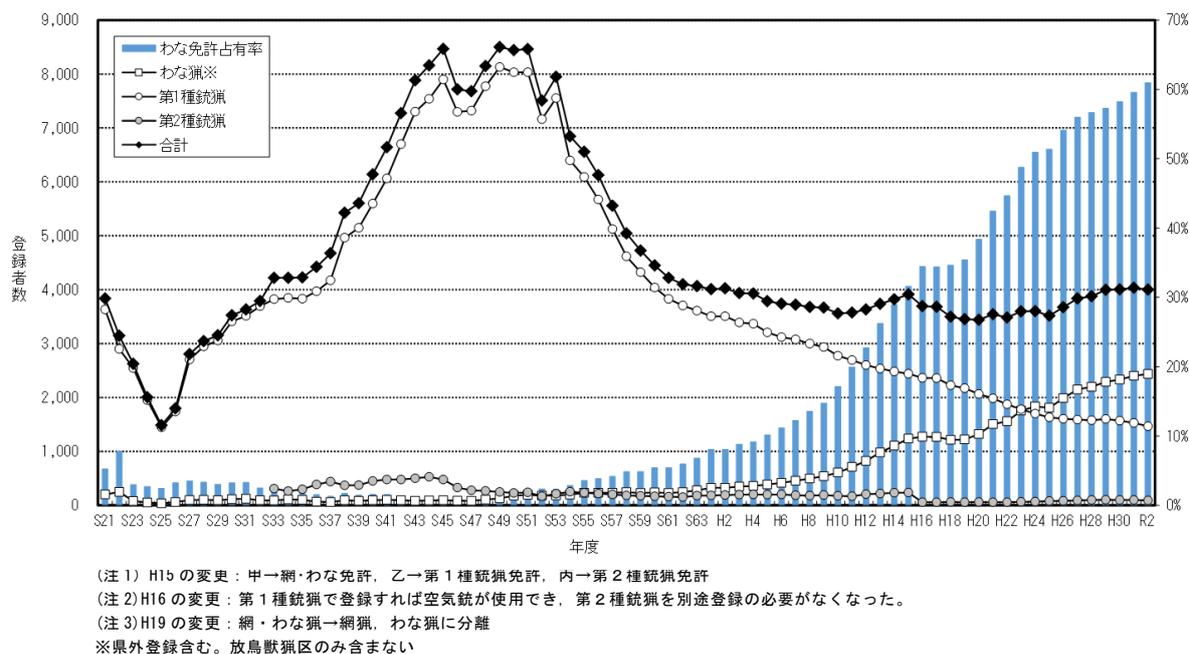


図 12 免許種別狩猟者登録者数の推移（鳥獣関係統計による）

② 狩猟による捕獲

狩猟による捕獲を猟法別にみると（図 13），わな猟（わな使用による狩猟）による捕獲は，平成元（1989）年度の 674 頭から増減を繰り返しながら徐々に増加していたが，平成 9（1997）年度からは増加し続け，平成 15（2003）年度には 4,384 頭で，銃猟（銃器の使用による狩猟）による捕獲数を上回った。その後も年度によって増減はあるものの，銃猟による捕獲数を常に上回っており，銃猟による捕獲数との差は年々拡大する傾向にある。令和 2（2020）年度のわな猟による捕獲数は，6775 頭で銃猟の約 3 倍の捕獲数となり，狩猟による全捕獲数の 74%を占めている。

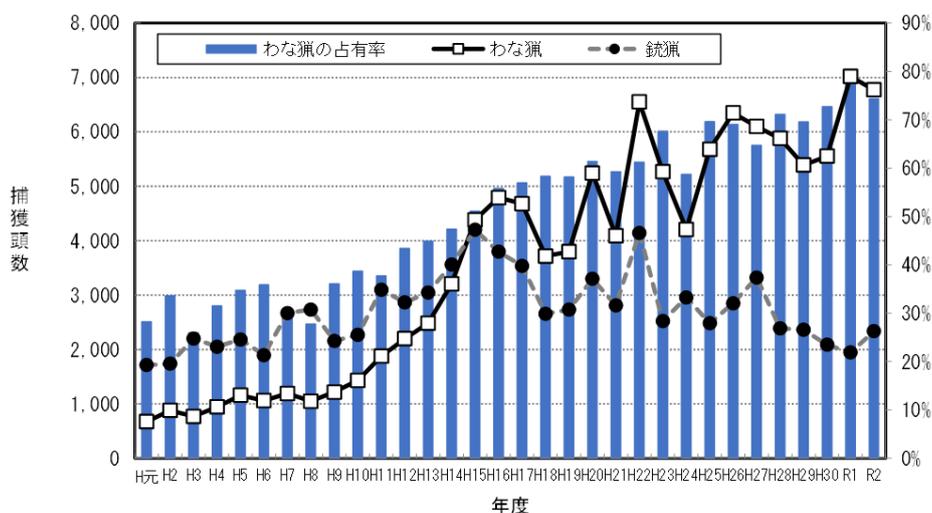


図 13 狩猟における猟法別捕獲数（鳥獣関係統計による）

銃猟による捕獲は、平成元（1989）年度にはわな猟の2.5倍以上の頭数を示しており、その後は増減を繰り返しながら徐々に増加して平成15（2003）年度には4,200頭となった。平成22（2010）年度には4,142頭と平成15（2003）年度に並ぶ捕獲数となったものの、全体的には減少傾向にあり、最近は2,000頭前後で推移している。

わな猟による捕獲が銃猟による捕獲を上回ったことについては、農業被害対策として自らわな猟免許を取得して、比較的設置が容易なわなを設置し捕獲する農業者等が増加していることも要因の一つとして挙げられる。

③ 有害鳥獣捕獲による捕獲

近年急増している有害鳥獣捕獲について、市町別の平成14（2002）年度からの有害鳥獣捕獲数を示す（表3）。平成14（2002）年度以降、呉市で特に捕獲数が多く推移しており、平成21（2009）年度以降で年間1,000頭を超える捕獲実績を記録したことがある市町が13市町となっている。令和2（2020）年度だけ取り上げると、年間1,000頭を超える市町が12市町、そのうち3,000頭超えが呉市、2,000頭超えが庄原市、東広島市、広島市及び安芸高田市、1,000頭超えが三次市をはじめ7市町となっている。

表3 市町別有害鳥獣捕獲数の推移（自然環境課調べ）

農林水産 事務所	市 町	第1期計画					第2期計画					第3期計画				第4期計画				
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
西部	広島市	1,135	818	1,046	565	712	675	1,099	1,107	1,400	1,359	1,430	1,139	1,881	1,645	1,527	1,426	1,995	1,440	2,169
	呉市	1,967	1,635	2,828	1,669	1,316	1,389	2,031	1,817	2,776	2,351	2,288	1,918	2,550	2,134	1,955	2,311	2,434	2,351	3,034
	竹原市	166	223	201	200	212	241	241	230	280	315	344	389	391	368	443	578	561	581	685
	大竹市	22	26	25	5	15	23	42	30	53	8	10	10	27	39	25	17	12	3	32
	東広島市	470	435	502	384	587	733	820	831	1,016	1,345	1,348	1,370	1,831	1,837	2,043	2,099	2,164	2,258	2,338
	廿日市市	88	68	80	55	43	59	80	115	135	81	82	56	134	151	157	152	191	205	316
	安芸高田市	375	704	730	708	752	824	980	1,149	1,029	1,437	1,168	1,187	1,235	1,184	1,324	1,157	1,079	1,515	2,047
	江田島市	59	103	159	134	274	374	716	632	1,058	882	833	770	1,109	853	836	905	825	870	1,064
	府中町	30	34	53	37	38	40	50	44	50	17	25	12	20	35	19	22	0	7	10
	海田町	50	50	80	72	68	45	62	62	123	119	99	166	94	52	92	50	14	77	140
	熊野町	63	79	47	73	69	44	62	51	80	131	92	119	120	133	125	160	233	230	337
	坂町	96	106	120	99	110	85	110	110	130	106	67	80	84	83	45	17	73	128	
	安芸太田町	194	67	130	30	25	22	55	37	122	32	54	54	52	107	75	102	147	120	182
	北広島町	303	296	353	129	167	155	272	246	435	552	211	510	477	545	607	480	891	568	1,364
大崎上島町	527	343	363	271	316	278	415	415	454	473	640	771	754	747	1,482	501	407	488	490	
東部	三原市	260	275	351	360	329	472	392	471	700	923	1,080	1,178	1,116	1,125	830	908	830	1,105	1,056
	尾道市	298	374	237	242	285	559	734	766	1,043	986	1,015	1,275	1,328	1,376	1,519	1,713	1,526	1,863	1,751
	福山市	177	163	159	192	187	369	555	775	1,394	1,222	1,292	1,133	1,007	1,272	1,254	1,347	1,333	1,359	1,303
	府中市	59	56	66	77	65	77	101	120	155	268	280	215	344	313	325	264	349	280	298
	世羅町	41	97	66	12	32	69	64	156	202	336	275	425	372	425	478	543	509	842	642
	神石高原町	105	162	137	201	205	296	341	489	598	566	523	999	806	957	1,248	1,101	1,091	1,221	1,510
北部	三次市	314	283	54	207	243	282	607	539	939	583	579	819	1,052	938	1,388	1,027	1,306	1,471	1,729
	庄原市	399	426	365	175	287	289	700	549	1,180	810	845	1,251	1,186	920	1,461	1,009	1,498	1,640	2,372
	計	7,198	6,823	8,152	5,897	6,337	7,400	10,529	10,741	15,332	14,926	14,619	15,833	17,966	17,240	19,296	17,917	19,412	20,567	24,997

④ 捕獲個体の性比及び齢比

有害鳥獣捕獲によって得られた情報から、イノシシの性判別割合は年々上昇しているものの性不明が半数以上を占めている。メスの割合は45～47%でオスの比率がやや高いことを示している。幼獣の割合については、平成27（2015）年度まで年々割合が上昇し、それ以降20～25%で横ばいである（表4、図14）。イノシシの個体数抑制には、繁殖に寄与する成獣の捕獲が重要であるが、最近の傾向から有害鳥獣捕獲による個体数抑制効果が低下している可能性が示唆される。

表4 有害鳥獣捕獲による捕獲個体の性比（令和2年度）（自然環境課調べ）

性別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
オス	3,041	3,082	3,393	3,108	3,861	3,632	4,097	4,847	5,834
メス	2,498	2,604	3,086	2,842	3,485	3,191	3,441	4,163	5,197
幼獣	695	1,079	1,490	2,045	2,106	2,091	2,352	2,212	3,439
性不明	8,798	8,813	9,997	9,129	9,844	9,003	9,522	9,345	10,527
合計	15,032	15,578	17,966	17,124	19,296	17,917	19,412	20,567	24,997
性判別割合*	36.8%	36.5%	36.1%	34.7%	38.1%	38.1%	38.8%	43.8%	44.1%
メスの割合**	45.1%	45.8%	47.6%	47.8%	47.4%	46.8%	45.6%	46.2%	47.1%
幼獣の割合***	11.1%	15.9%	18.7%	25.6%	22.3%	23.5%	23.8%	19.7%	23.8%

*：性不明・幼獣を除いた割合
 **：性不明・幼獣を除いたメスの割合
 ***：性不明を除いた幼獣の割合

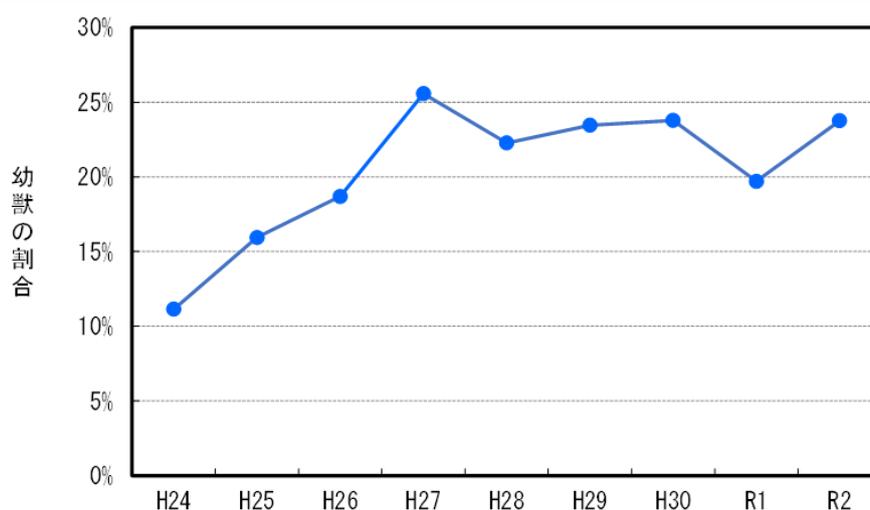


図14 有害鳥獣捕獲における幼獣の割合（自然環境課調べ）

(4) 被害防除対策の実施状況

農業被害の防除では、被害防除に関する啓発活動や被害の出にくい集落環境改善のほか、追い払い活動と防護柵、電気柵、防除網等の設置による侵入防止柵の整備が進められている。また、はこわなや囲いわな等捕獲器材の整備が実施されるとともに、捕獲奨励による個体群管理も全ての市町で行われており、ほぼ全市町で鳥獣被害対策実施隊が設置されている（表5）。

平成19（2007）年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定され、全ての市町で被害防除対策のための被害防止計画を策定し、被害防止対策を実施している。

表5 市町における鳥獣被害防止対策実施状況（市町数）（農業技術課調べ）

区 分	対 策	対 策 市 町 数								
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害防除	啓発活動	11	8	11	13	11	12	12	11	12
	環境改善	11	14	13	12	9	10	9	11	10
	追い払い活動	2	2	2	3	8	7	7	6	7
	侵入防止柵整備	22	21	20	21	20	22	22	22	23
個体数管理	捕獲奨励	23	23	22	23	23	23	23	23	23
	はこわな等購入	16	17	15	19	15	16	13	13	14
	鳥獣被害対策実施隊の設置	20	21	21	23	22	22	22	22	22

6 特定計画の評価と改善

(1) 効果的な被害対策

イノシシによる農業被害は全農作物被害額の約70%（令和2年度 約3.58億円）を占めており、平成22（2010）年度のピーク時（約5.73億円）以降減少しているが下げ止まりとなっていることから、引き続き、農作物被害対策として、集落に出てきにくく、餌にもありつけない環境への改善、正しい知識に基づく侵入防止柵の設置及び加害個体の捕獲を基本とした総合対策を実施する。

また、イノシシは短期間に大幅な個体数変動が生じる種であるため、現状では信頼性の高い生息状況調査の手法が確立されていないが、出猟カレンダー調査によるCPUE（捕獲効率）及びSPUE（目撃効率）の動向を把握し、引き続き実施する被害対策をより効果的な対策としていく。

(2) モニタリングによる効果検証（評価）

目標達成の効果検証を行うため、

- ・生息状況調査（出猟カレンダー調査等）
- ・被害状況（被害金額等）調査

などについて、毎年、モニタリングを実施し、生息状況や被害発生に関連性について把握

するなど、各市町の取組成果がわかるよう、その結果を毎年9月末までに示し、市町等が現状に応じた有効な被害対策を検討することで、次年度の実行性のある取組につなげる。

(3) 現状把握と改善

計画策定後においても、様々な要因によって、イノシシの個体数（密度）が変動することが考えられることから毎年現状把握を行う。

なお、毎年実施する現状把握の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図る。

7 管理の目標

(1) 管理の目標

イノシシの管理の目標は、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の組み合わせを総合的に実施し、農業被害及び人身被害の軽減を図ることとする。

農業被害の軽減については、県の農林水産業施策の実行計画である「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）において、野生鳥獣による農作物被害額を令和元（2019）年度の476百万円から令和7（2025）年度に350百万円に減少させることを達成すべき目標（以下「指標」という。）に掲げている。アクションプログラムの指標の対象となっている農作物被害額はイノシシを含む全野生鳥獣による農作物被害額となっているため、本計画での管理の目標はアクションプログラムの指標達成に資するようにイノシシによる農作物被害額を減少させることとする。なお、令和8（2026）年度以降について、次期アクションプログラムの指標達成に資するようにイノシシによる農作物被害額を減少させることとする。

人身被害の軽減については、平成30（2018）年度以降、他都府県と比較しても多くの人身被害が毎年度発生しているため、人身被害件数を0まで下げることとする。

なお、平成25（2013）年12月に環境省と農水省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、当面の捕獲目標（全国レベル）が設定され、イノシシの生息数を令和5（2023）年度末までに半減することを目指すこととなっている。本計画における管理の目標においても、この国の方針を考慮しながら施策を実施していくこととする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシの個体数は、自然条件下において農作物被害のない安定した状態で維持できることが重要であるが、中山間地域の過疎・高齢化等による耕作放棄地の増加、狩猟者の減少及び人の生活習慣の変化等により、その生息域は人間活動の場と重なり合い、軋轢が生じている。

本計画では、このような軋轢を減少させるために、モニタリング等の科学的根拠を基に計画を策定し、関係者の合意形成を経て、目標を達成するための個体群管理・被害管理・生息地管理等の方策を総合的、計画的に実施していく。さらに生息状況（分布状況、密度指標など）や被害状況などの変化に応じた順応的管理を推進するため、モニタリング調査の結果をもとに計画の進行状況を検証し、単年度ごとに各施策の評価を行い、新たな目標設定と施策を進めていくこととする。（図15）。

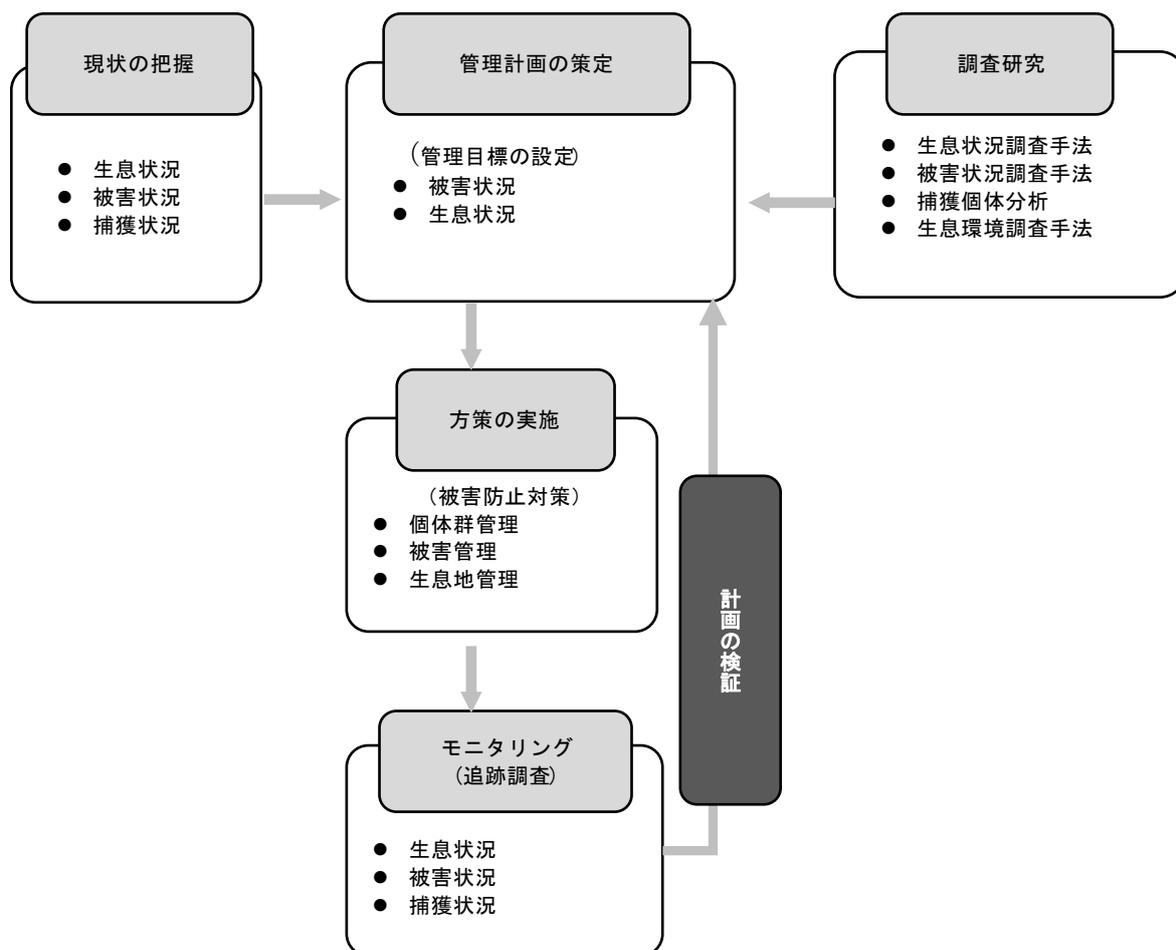


図 15 順応的管理の考え方

8 個体群管理（数の調整）に関する事項

（1）個体群管理の考え方

個体群管理は個体数が明らかになったうえで、適正な水準を保つように行うことが望ましいが、現状では個体数の推定及び適正な水準を設定するための指標となる信頼性の高い生息状況調査手法は確立されていない。そのため、現在の農業被害の状況や生息状況から、現捕獲圧を維持することを目安とした捕獲数を設定し、必要に応じて見直すことにより管理を行う。

なお、管理の目標及び手法については、経年的に CPUE（捕獲効率：単位努力量当りの捕獲数＝捕獲数／わな数×設置期間（あるいは総出猟人日数））等のデータを蓄積し、その動向や被害量の推移等を加味して検討するものとする。また、将来的にはニホンジカの個体群管理と同様に、密度指標となり得る捕獲数、CPUE 及び SPUE（目撃効率：単位努力量当りの目撃数＝目撃数／総出猟人日数）などの経年的な変化から、階層ベイズモデルによる個体数推定及び将来予測を行うことにより、順応的な個体群管理を目指すこととする。

（2）個体群管理の目標

本県におけるイノシシ捕獲数は、狩猟及び有害鳥獣捕獲ともに高い水準で推移しており、

年間捕獲数は、令和元（2019）年度が 29,531 頭、令和 2（2020）年度が 33,578 頭の実績となっている。現状では捕獲数が増加しているものの、農業被害の軽減が十分でないため、イノシシの個体数は減少していないと推察される。

農業被害軽減を目的とした捕獲目標は、目安として 35,000 頭以上とする（図 16）。なお、年間捕獲数（目安）は、今後の捕獲数や農業被害の変化によって計画期間中であっても柔軟に見直していくこととする。

■ 年間捕獲目標（目安）は 35,000 頭以上とする。

農業被害は、平成 23（2011）年度以降減少傾向にあるが、更なる軽減のためには捕獲だけでなく 10 に後述する被害管理と連携して取り組む必要があることから、年間捕獲数（目安）は被害防除対策にしっかり取り組むことを前提とした目標とする。

なお、広島県ではこれまで、鳥獣害をより客観的に評価すること、狩猟等における目撃効率などの密度指標との関連を分析することを目的としたシステムの整備を進めてきた。農業被害程度とイノシシの生息密度の分析結果を図 17 に示した。目撃効率が低下するに従い、農業被害が「大きい」「深刻」の割合は低下する傾向にあるものの、低密度であっても大きな被害が生じている。イノシシについては捕獲による個体群管理だけで被害を軽減するのは困難であり、先述のとおり被害防除対策による被害管理が重要である。

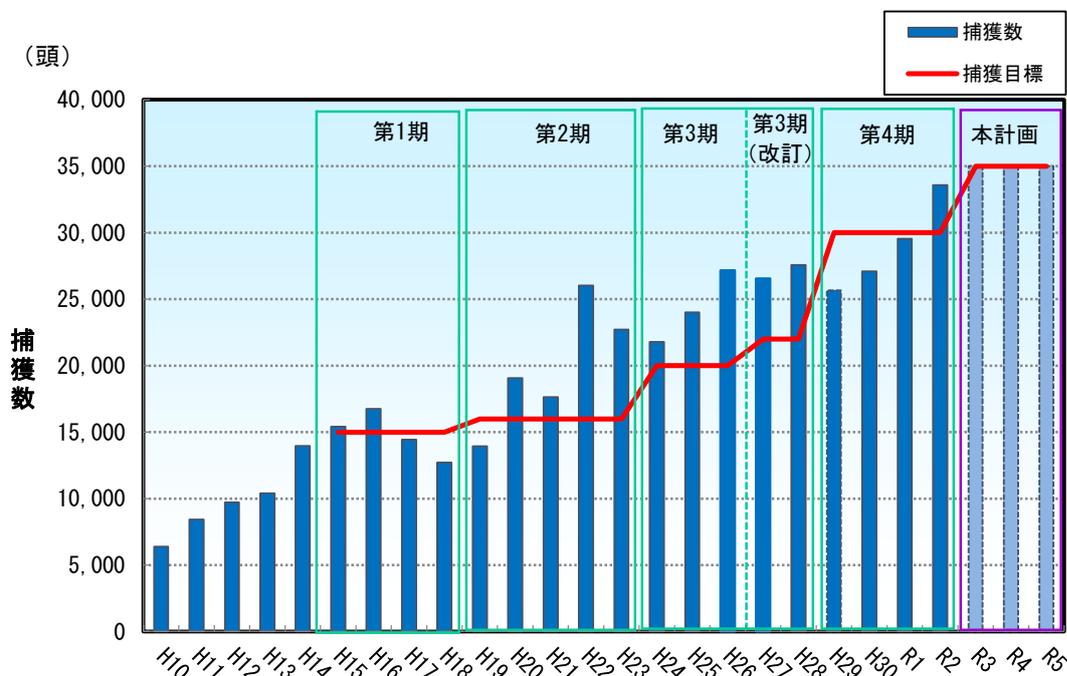


図 16 イノシシ捕獲数（狩猟・有害鳥獣捕獲）の推移と目標

（令和 3（2021）年度の捕獲数は計画策定時においては未集計）

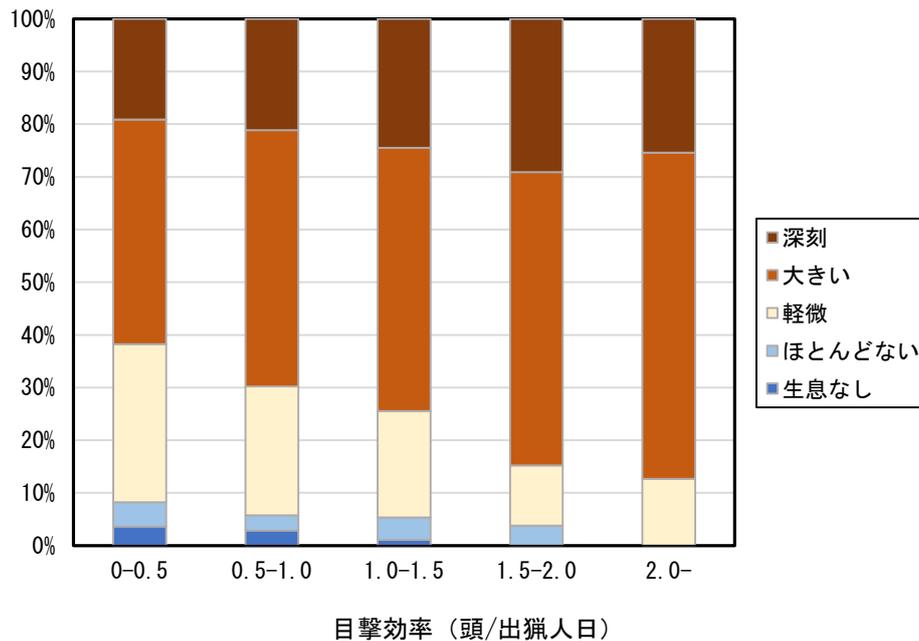


図 17 農業被害程度とイノシシの目撃効率の関係

(3) 目標達成のための措置

① 捕獲対策の推進

個体群管理目標を達成するための捕獲推進策として、次の措置を取ることとする。

- 生息密度を低減させるため、狩猟期間の延長を継続する。
(狩猟期間：11月15日から翌年2月末日まで)
- 効率的な捕獲を行うため、猟法(くくりわな)禁止区域を除く地区において、イノシシの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径に係る規制を解除する(輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用を可とする。)
- 農地周辺での加害個体を中心に集中的に捕獲を行うなど、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。
- 被害が甚大な鳥獣保護区については、必要に応じ、狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域に移行する。

② 年度別事業実施計画に基づく管理施策の検討

個体数の抑制と管理目標の確実な到達を図るには、計画の進捗状況を毎年評価し、必要に応じて、年度別事業実施計画を策定することとする。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業導入の検討

指定管理鳥獣捕獲等事業は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に

において規定されている制度である。

「全国的に生息数が著しく増加し、その生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣」を、国（環境大臣）が「指定管理鳥獣」に指定し、都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を作成している場合に、都道府県又は国の機関が実施できる事業である。

既存の市町等が実施する有害鳥獣捕獲に加え、必要に応じて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。なお、事業実施の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画書（イノシシ）に定める。

④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上

イノシシの個体数を減少させるには、現状よりも捕獲数の増加が必要であることから、捕獲の担い手である狩猟者の確保と効率の良い捕獲技術の普及、開発が不可欠である。そのため、次の施策を実施する。

- ・ 狩猟免許試験の県内各地での開催や休日における実施又はその適切な周知、狩猟の社会的役割のPR等により新規の狩猟免許取得を促進し、狩猟後継者の確保を図る。
- ・ わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会及び捕獲技術者育成アカデミー等を開催する。また、その内容については現場のニーズや実態に応じたものとなるよう適宜見直しを行うことなどにより、狩猟者の野生鳥獣に関する知識や捕獲技術の向上に努める。特にわな猟による捕獲の割合は年々増加しており、今後ともわな猟は捕獲の主要な手法となると考えられるため、効率の良い捕獲技術の普及、開発に努める。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業において、ICTを活用するなど新たな捕獲技術の導入を進める。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業などの公的な捕獲等事業の担い手の確保・育成のため、鳥獣保護管理法において規定されている「認定鳥獣捕獲等事業者制度」に則り、一定の技能及び知識を持った事業者を確保・育成するため、当該制度の普及啓発を図る。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

対象鳥獣の種類にかかわらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的、面的）な設定をもって生息環境の保護を図ることを基本とする。

なお、鳥獣保護区等でイノシシによる被害が甚大と判明した区域については、鳥獣保護区等の解除や狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への移行等を検討する必要がある。

(2) 生息環境の整備

イノシシの生態的特性から、生息環境の保護等による極端な生息数の増加により、人の生活との軋轢が深まることが予想される。よって、管理を実行する一方で、イノシシを里地から排除するような環境づくりについて検討する。特に、中山間地域における耕作放棄地や耕作地周辺の山林の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった生息環境を提供すると考えられるため、土地所有者や管理主体などの協力体制を整え、侵入ルート of 遮断や

作付け地の調整，田起しや刈払いなどの対策を検討し，これらの要因除去に努めるよう啓発する。

人身被害につながる市街地への突発的なイノシシの出没は，ごみや不要作物等が誘引になっていることが考えられる。またイノシシが市街地に隣接する藪や耕作放棄地，河川・水路等を利用していると考えられるため，誘引物の適切な管理を行うとともに，住宅地や集落周辺の藪を解消し，河川・水路に繋がる獣道をなくすよう刈り払い等を推進するなど，イノシシが出没しづらい環境をつくることが重要である。

10 被害防除対策に関する事項

(1) 被害対策に係る方針

農作物被害の発生は，集落や農地での人馴れ学習と餌の供給によって，野生動物を意図せず「餌付け」してしまった結果であり，被害対策は集落住民が主体的にこの「餌付け」をやめることが必要である〔環境改善〕。具体的には，集落に出てきにくく，餌にもありつけない環境への改善として，集落内の潜み場の除去，放任果樹の伐採，野菜等収穫残渣の適正処理，稲の2番穂（ヒコバエ）の鋤きこみ，住民による連携した追払いの実施などの必要性を啓発していくことが重要である。

そのうえで，正しい知識に基づく侵入防止柵の設置〔侵入防止対策〕やわな等による加害個体の捕獲〔加害個体の捕獲〕に取り組むことで，効果的な被害対策を推進する。

人身被害の防止については，イノシシを集落に近づけないようにするため，誘引物の適切な管理，緩衝帯整備，侵入路の遮断等が必要である。加えて，一般住民に対してのイノシシに出会った際の適切な対応方法の普及，また市町等の行政職員や猟友会に対してのイノシシが市街地出没した際の適切な対応方法の普及も必要である。

(2) 市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進

平成 19（2007）年に鳥獣被害防止特措法が制定された。同法では鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため，国が定める基本指針に即して市町が被害防止計画を作成し，その計画に基づき，被害防止に積極的に取り組むこととされている。

また，本特定計画と被害防止計画の整合を図るため，関係市町と適切に連携を図り，各種施策の実行状況や効果に関する情報交換と定期的な協議を行う。

なお，市町が取り組んでいる主な被害防止対策は次のとおりであり，本特定計画の目標達成に向けて対策の継続や充実・強化を図る。

- 侵入防止施設（防護柵，電気柵等）の整備，定期的な保守点検
- 有害鳥獣を寄せ付けない環境整備
- 捕獲奨励金事業の実施
- わなの設置支援
- 捕獲班の設置
- 有害鳥獣広域連携捕獲の実施
- 狩猟免許取得の支援

1.1 モニタリング等の調査研究

イノシシの適正な保護管理を推進するためには分布、生態、個体数等のデータ、また被害量等の正確なデータが必要であることから、計画的で継続的な調査及び情報収集を行う。

(1) 生息状況に関するモニタリング

イノシシは短期間に大幅な個体数変動が生じる種であることから、密度や個体数を推定して管理するのは現状では困難なため、様々な指標や状況証拠を総合的に判断する必要がある。市町や狩猟者等からのアンケートや聴き取り調査による分布調査を必要に応じて行うとともに、毎年の捕獲動向及び密度指標の変化により生息状況を把握する。

(2) 捕獲情報の収集と分析

捕獲状況の把握は、管理を推進して行くうえでの必須事項である。このため、有害鳥獣捕獲の作業報告書の書式や提出方法を検討し、捕獲個体の捕獲地点や性別、シカの日撃数及び捕獲努力量といった管理に必要な情報が報告されるよう検討する。有害鳥獣捕獲に関しては四半期で集計することとし、捕獲数を県で取りまとめる。

狩猟に関しても、地域別捕獲数、性別及び捕獲努力量などの最低限必要な情報を的確に収集できるよう引き続き、出猟カレンダー調査を実施する。また、捕獲報告においても適切な記入を徹底し、報告精度を高めるため、研修会等を捉えてその重要性について理解を得ていくこととする。なお、集計結果については、狩猟者などの関係者に情報を提供する。

(3) 被害状況に関する情報

被害実態の把握、防除効果の検証のため、農林水産局による被害金額、被害面積、被害作物の品目、被害の動向、被害対策の実施状況等の調査を実施する。

また、集落アンケートによる被害情報収集システムを整備し、被害量と個体群管理など各種対策の被害軽減効果の分析を進める。

(4) 豚熱（CSF）を始めとした感染症に関する情報

豚熱は、平成30年（2018年）9月に岐阜県の養豚農場において感染が確認されて以降、野生イノシシにおいても感染が確認され、国内での感染地域の拡大が進行している。本県での感染は確認されていないが、捕獲以外による死亡個体及び捕獲個体の豚熱等感染状況確認検査を行い、感染状況の早期把握に努める。

また、疥癬症についても感染個体の目撃、捕獲状況や、研究機関の情報収集に努める。

1.2 その他管理のために必要な事項

(1) 計画の推進体制

① 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、行政、関係団体及び関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら各施策を進めていくこととする。

② 計画の策定又は見直し

本計画の策定又は見直しに当たっては、広く関係者の合意形成を図り、その計画内容を検討することとする。

○イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会の設置

【構成員】 県（環境県民局・農林水産局）、関係市町、関係団体、その他関係機関

③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置

本計画を科学的知見に基づき推進、専門的な観点から実行状況を分析・評価するため、「イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会」の下部組織として学識経験者などからなる「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」を設置する。

本部会では、本管理計画の進捗状況をチェックするとともに、モニタリング結果に基づいて計画の見直し、修正について検討する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業の導入についても必要に応じて検討し、導入した場合には、事業計画及びその効果についても評価する。

（２）豚熱（CSF）感染拡大防止

令和2（2020）年度末時点において、県内では豚熱（CSF）は確認されておらず、非感染を継続するためには、徹底した水際対策を行う必要がある。人間活動が関係する主な感染経路は、人間の移動に伴い運搬された汚染土への野生イノシシの接触や、汚染された廃棄食品のイノシシによる摂食と考えられている。

こうした人為的な感染拡大を防ぐためには、隣接県での出猟や、山中での活動があった際、靴等の装備品や自動車のタイヤ等に付着した土を洗浄し、消毒を行う必要がある。廃棄食品については、厳正に処分し、野生動物による摂食を防ぐ必要がある。

これらの取組を普及させるため、山中での作業員や狩猟者、行楽客等に対し、周知を行う。また、水際対策を徹底するため、隣接県と連携を図る。